

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十二条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

令和四年三月一日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会によるさわらを対象とした漁業に係る委員会指示

1 定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。

紀伊水道

次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域

基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点

基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点

基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から大坂府泉州郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点
基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点

交点

一 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線
二 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線
三 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線
四 小鳴門水道東口小鳴門橋

大阪湾

次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域

基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点

基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点

基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境

安芸灘	燧灘	備讃瀬戸	播磨灘	
次に掲げる海域一及び二を合わせた海域	次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域	次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域	<p>次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域</p> <p>一 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線</p> <p>二 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線</p> <p>三 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p>	<p>界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点 基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点</p> <p>一大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から一点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線</p> <p>二 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>二 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線</p> <p>三 小鳴門水道東口小鳴門橋</p> <p>四 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線</p> <p>五 香川県小豆郡小豆島町糺迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線</p>

周防灘	伊予灘	
<p>一 次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域</p> <p>ア：広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>イ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>ウ：愛媛県松山市白石ノ鼻と同市興居島頭埼灯台を結んだ線</p> <p>エ：愛媛県松山市興居島頭埼灯台と同市野忽那島野忽那島島台を結んだ線</p> <p>オ：愛媛県松山市野忽那島北端と同市中島東端を結んだ線</p> <p>カ：愛媛県松山市中島歌崎と同市津和地島東端を結んだ線</p> <p>キ：愛媛県松山市津和地島西端と同市由利島西端を結んだ線</p> <p>ク：愛媛県松山市由利島西端と山口県柳井市平郡島盛鼻を結んだ線</p> <p>ケ：山口県柳井市と同県熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点（以下「基点ア」という。）と同県柳井市平郡島櫛崎を結んだ線と同市平郡島の最大高潮時海岸線との交点のうち最も北部に位置する点と基点アを結んだ線</p> <p>二 一の線イ、次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域</p> <p>広島県海域</p> <p>コ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と同市斎島西端を結んだ線</p> <p>一 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線</p> <p>二 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>三 愛媛県佐田岬灯台と大分県関崎灯台を結んだ線</p> <p>四 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線</p> <p>五 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>三 次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域</p> <p>一 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線</p> <p>二 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>三 山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司崎灯台を結んだ線</p>	<p>一 次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域</p> <p>ア：広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>イ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>ウ：愛媛県松山市白石ノ鼻と同市興居島頭埼灯台を結んだ線</p> <p>エ：愛媛県松山市興居島頭埼灯台と同市野忽那島野忽那島島台を結んだ線</p> <p>オ：愛媛県松山市野忽那島北端と同市中島東端を結んだ線</p> <p>カ：愛媛県松山市中島歌崎と同市津和地島東端を結んだ線</p> <p>キ：愛媛県松山市津和地島西端と同市由利島西端を結んだ線</p> <p>ク：愛媛県松山市由利島西端と山口県柳井市平郡島盛鼻を結んだ線</p> <p>ケ：山口県柳井市と同県熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点（以下「基点ア」という。）と同県柳井市平郡島櫛崎を結んだ線と同市平郡島の最大高潮時海岸線との交点のうち最も北部に位置する点と基点アを結んだ線</p> <p>二 一の線イ、次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域</p> <p>広島県海域</p> <p>コ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と同市斎島西端を結んだ線</p> <p>一 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線</p> <p>二 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>三 愛媛県佐田岬灯台と大分県関崎灯台を結んだ線</p> <p>四 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線</p> <p>五 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>三 次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域</p> <p>一 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線</p> <p>二 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>三 山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司崎灯台を結んだ線</p>	

網目の制限

さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。

3

区域の操業制限

次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあつて、下欄に掲げる制限を設ける。

備 瀬戸 瀬戸	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流)		播磨灘	五月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流 し網漁業は九月一日から九月三十 日まで)	五月十五日から六月二十日まで (ただし、さわらを目的とした流 し網漁業は六月五日から七月十一 日まで)	紀伊水道	大阪湾	区域	期間	制限
さわらを目的とした操業の禁止	毎週火曜日、毎週土曜日その他の委員会会長が定めた日及び午後四時から翌日午前六時までの間のさわらを目的としたはなつぎ網漁業の禁止	毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長（以下「委員会会長」という。）が定めた日及び午後三時から翌日午前五時までの間のさわらを目的としたはなつぎ網漁業の操業の禁止	さわらを目的とした操業の禁止（ただし、はなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業を除く）		さわらを目的とした操業の禁止					

指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までとする。

			燧灘	し網漁業は九月一日から九月三十日まで
周防灘	伊予灘	安芸灘		さわらを目的とした操業の禁止
五月一日から五月三十一日まで	五月十六日から六月十五日まで	九月一日から九月三十日まで		さごし巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする